

東大まちづくり大学院
「まちづくり条例演習」シラバス

平成 22 年 9 月

第 1 目的

分権時代のまちづくりの有力なツールである「まちづくり条例」について、政策法務(政策目的を達成するため、創意工夫に満ちた条例をつくること)の観点から、具体的なまちづくり条例案を策定することにより、次の事項を学ぶことを目的とする。

- ① 分権時代における法律と条例の関係を理解すること。
- ② 公共の福祉と財産権の制約との関係を学ぶこと。
- ③ まちづくり条例の多様な可能性について認識を深めること。
- ④ まちづくりの多様な課題に関する市民、行政、事業者等の役割と連携のあり方を条例と言うルールづくりを通して考えること。

第 2 日程

期 日	概 要	備 考
11 月 20 日 (土) 13:00~18:15	○オリエンテーション (演習の目的・背景及び課題の提示) ○講義「まちづくり条例の最前線」 ○課題の設定とグループ編成・	14 号館 144 教室
11 月 27 日 (土) 13:00~18:15	○特別講義「分権時代の法律と条例の関係」 (上智大学法学部北村喜宣教授を予定) ○提案検討作業 (グループ演習)	工 5 号館 57 号講義室
12 月 4 日 (土) 13:00~18:15	○提案検討作業 (グループ演習) ○課題対象地の現場調査など	14 号館 141 教室
12 月 11 日 (土) 13:00~18:15	○提案検討作業 (グループ演習)	14 号館 141 教室
12 月 18 日 (土) 13:00~18:15	○ジュリー (発表) ○意見交換と考察	14 号館 141 教室

第 3 担当

大西隆教授 松本講師 行政法専門家 (予定)

第 4 演習概要

1 課題

今日的な社会環境ニーズを踏まえ、複数のケースから一つを選択して、条例の全体概要 (記者発表資料) 及び条例案等を作成すること。

2 グループ構成

3 ~ 4 程度のグループで行う。

3 成果品

- ① 条例の全体概要 (記者発表資料) (A 4 版 1~2 枚及びパワーポイント)
- ② 権利義務の制限と公共の福祉の関係を考察したもの (A 4 2 枚程度)
- ③ 条例案 (A4 版 5~10 枚程度)